

コンサルティングサポートサービス 利用規約

第三版

(2021年4月1日 改定)

甲)

乙) 株式会社 UNISON LINK

目次

第1条（契約開始日および契約期間）	2 -
第2条（通常保守時間）	3 -
第3条（保守料金）	3 -
第4条（保守の内容）	3 -
第5条（保守料金の改訂）	5 -
第6条（保守対象の移転）	5 -
第7条（保守の委託）	6 -
第8条（ネットワーク保守）	6 -
第9条（ネットワーク保守の内容）	7 -
第10条（遅延損害金）	8 -
第11条（通知義務）	8 -
第12条（秘密保持）	8 -
第13条（契約の解除）	8 -
第14条（中途解約）	9 -
第15条（解除または解約時の措置）	10 -
第16条（権利譲渡の禁止）	10 -
第17条（協議）	10 -
第18条（管轄裁判所）	10 -
第19条（特約事項）	11 -

「コンサルティングサポートサービス利用規約」

表記「甲」欄の記載者（以下「甲」という）と、株式会社 UNISON LINK（以下「乙」という）とは、「コンサルティングサポートサービス（以下「保守サービスという」）」欄記載のPC及び周辺機器・その他ネットワーク環境等（以下「保守対象」という）を常に良好な状態で稼働させ、業務効率を損なわせない事を目標に、本規約に基づき保守対象の保守（以下「保守」という）に関する契約（以下「本契約」という）を締結するものとし、尚、当保守サービスの性質上、トラブルを100%改善する事を確約する物ではございません。

第1条（契約開始日および契約期間）

1. 本契約に基づく保守が開始される日は契約書「契約期間」欄記載日とします。
2. 契約期間は契約開始日から12ヶ月間とします。契約期間内における途中解約について、既に支払いを受けた料金等の払い戻しは致しかねます。尚、契約期間満了日の1ヶ月前までに甲から乙に対し何らの意思表示もない場合、更に12ヶ月間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第2条（通常保守時間）

本契約に基づき乙が甲に対して保守サービスを提供する時間は原則として乙の営業時間内（土曜日・日曜日・祝祭日を除く9時から18時まで）に限るものとします。但し、別途オプションにて休日緊急ダイヤル・リモート対応を付与している場合は土休日に限り10時～15時までの間を対応受付時間と致します。

第3条（保守料金）

1. 本契約に基づき、乙が行う保守サービスの対価「保守サービス料金」（以下「保守料金」という）の金額は「保守サービス締結時の請求書」に記載された金額とします。
2. 甲は保守年間料金を一括にて支払う事とし、契約時又は更新時に先払いにてお支払頂くものとします。

第4条（保守の内容）

1. 乙は必要に応じて保守対象の内容毎に定める乙所定の保守および点検を実施するものとします。
2. 乙は甲と契約した保守対象の「甲の導入または設置の本体及び周辺機器」なら

びに当該保守対象の「契約時の仕様」を保守の対象範囲とし、それ以外の機器等の故障やトラブルについては、甲乙協議のうえ、乙は甲に対し別途費用を請求できるものとします。

3. 乙は保守対象が正常に使用されて故障した場合、責任をもって補修作業又は必要とされる場合はメーカーへの修理手続き等を行います。

4. 甲は保守サービスが円滑に行われるように、乙の保守作業員に対して保守、点検、調整に必要とする全てについて、便宜を図るものとします。

5. 甲が保守対象に他の装置もしくは機器等を付加し、または保守対象を改造しようとする場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、必要がある場合は書面にて通達を行います。尚、これに要する費用は甲の負担とします。尚、乙に対して事前の承諾を得ないまま、保守対象に何らかの変更を加えた場合には、乙のその対象物に対する保守の義務は免責される事とします。

6. 次の各号に該当するものは本契約に基づく保守サービスの対象外とします。

- 火災・地震・水害・落雷・塩害・ガス害・獣虫害その他の天災地変ならびに公害や異常電圧その他の外部要因により生じる故障および損傷の修復作業
- 保守対象機器の使用方法変更に伴う改造・組換およびその作業
- 保守対象機器の全分解掃除・組立調整作業

- 設置場所変更にもなう保守対象機器の乙指定以外の者による移動および
備付調整作業
- 保守対象機器の誤った取扱いおよび、環境設定仕様と著しく異なる事情等
に起因する調整または修復作業
- 故意もしくは過失により生じた損傷の修復作業
- 消耗品（充電器・バッテリー・カールコード・機ひも・トナーカートリッ
ジ・記録紙並びに感熱紙等）及び機器付属品
- 取扱品以外の部品、付属品、消耗品の使用によって生じる故障の修理
- 本体に付属されているソフトウェアおよび導入後に追加された物

第5条（保守料金の改訂）

本契約の料金の改訂については、法改正や社会情勢など乙の判断にて保守料金を改訂できるものとします。

第6条（保守対象の移転）

1. 甲は保守対象を契約書及び別紙の環境調査シートに記載された「設置先住所」欄の設置場所(以下「所定設置場所」という)以外に移転する場合には、あらかじめ乙に通知するものとします。

2. 甲が保守対象の一部を所定設置場所から移転する場合は事前に乙に連絡した事を前提に、乙は引き続き保守サービスを継続するものとします。ただし、出張保守の場合は、原則乙の定める保守地域(訪問半径を拠点を中心に20kmと定める。)を越えた場合にはその限りではありません。

第7条 (保守の委託)

甲は乙に保守対象の保守を委託し、乙は当該保守の責任を負うこととします。尚、乙は第4条の作業を乙の指定する保守会社に再委託することができるものとします。

第8条 (ネットワーク保守)

1. ネットワーク保守とは、所定設置場所に設置されたPC及びネットワーク機器(以下「ノード」という)により構成される情報網システムのうち、甲乙間で保守サービスの対象として確定したノード(以下「対象ノード」という)によって構成される乙が設置設定した機器(以下「対象ネットワーク機器」という)に対する保守サービスである事を意味します。尚、ネットワーク保守の場合は、対象ネットワーク機器が保守対象となります。
2. 乙は対象ノードを含む対象ネットワーク機器の円滑かつ効率的な稼動を維持

するために本契約に基づき、ネットワーク保守を行うものとします。

第9条（ネットワーク保守の内容）

乙が甲に提供するネットワーク保守の内容は以下の通りとします。

1. 一次対応

対象ネットワーク機器の不具合について、電話による保守を行います。

2. 二次対応

- ① ネットワーク保守サービスメニューによって異なりますが原則としてオンサイト対応で対象ノードのプロトコル送受信状況の確認等により対象ネットワークの不具合原因の切り分けを行います。
- ② 前号または本号の①により対象ネットワーク機器に障害がある事が判明した場合、当該障害の復旧作業を行います。
- ③ 上記の手順より、対象ノードのハードウェア部分の障害については、第4条③項の通り対応を行うものとし、メーカー修理にかかる費用等は、甲の負担とします。

3. 保守対象ノード以外のノードまたは乙が設置設定していない情報網システム部分に障害がある事が判明した場合は、ネットワーク保守の対象外とし、当

該障害の保守について乙は関知しないものとします。

第10条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく債務の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から完済に至るまで年7%の遅延損害金を支払うものとします。

第11条（通知義務）

甲及び乙は、自己の住所、氏名、名称、称号、代表者等を変更した場合、直ちに相手方に対してその旨を文書で通知するものとします。尚、PC及びネットワーク環境等に変更等が生じた場合には甲は乙に対し速やかに文書にて通知する物とします。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約履行上知り得た相手方の業務上の秘密を、契約期間中はもとより契約終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。

第13条（契約の解除）

乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合は、通知催告の手続きを経ないで直ちに

本契約を解除することができるものとします。

1. 保守料金その他乙に対する債務の支払を1回でも怠ったとき
2. 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立もしくは破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき
3. 手形・小切手の不渡りを出した時等、支払不能の事由が生じたとき
4. 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれ認められる相当の事由があるとき
5. 本契約事項に違反したとき

第14条（中途解約）

1. 甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面をもって通知することにより、本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。
ただし、サービス期間内の解約についての返金は致しかねます。
2. 乙は、甲の移転等により保守対象の設置場所までの距離が遠隔となり、保守サービスの継続が困難になると判断した場合、書面をもって甲に通知することにより、本契約の全部または一部を中途解約することができるもの

とします。

第15条(解除または解約時の措置)

契約期間内に本契約が第13条に基づき解除され、または第14条第1項に基づき甲の都合により本契約の全部もしくは一部が中途解約され、または更新されなかった場合、甲は、月額料金の1か月分に相当する違反金を直ちに乙に支払うものとしします。

第16条(権利譲渡の禁止)

甲は、本契約により生じた一切の権利を、乙の文書による事前の承諾無くして第三者へ譲渡してはならないものとしします。

第17条(協議)

本契約に定めがない事項または本契約の規約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、円滑な解決を図るものとしします。

第18条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の係争について、第一審の管轄裁判所は乙の事業所所在地の裁判

所とします。

第19条（特約事項）

1. 「特約事項」を別途定めた場合は記載された条件（以下「特約事項」という）に基づき、本規約と同等の効力を有するものとします。

2. 特約事項が本規約と異なるまたは矛盾する場合は、特約事項の定めが優先するものとします。

「特約事項」を定める場合においては、特約事項を記載し甲乙両者の署名捺印された書面2通作成するものとし両者にて保管する物とします。

以上

2015年5月1日改定

2021年4月1日改定